

川崎天然ガス発電所に係る法対象条例環境影響評価審査書の公告について  
(お知らせ)

標記法対象事業について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第62条第1項の規定に基づき法対象条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 法対象事業者

東京都港区西新橋1丁目3番12号  
川崎天然ガス発電株式会社  
代表取締役社長 河野 文彦

2 法対象事業の名称及び所在地

川崎天然ガス発電所  
川崎市川崎区扇町12-1  
新日本石油株式会社川崎事業所構内

3 法対象条例環境影響評価審査書公告年月日

平成17年7月19日(火)

4 問い合わせ先

川崎市川崎区小川町6-1 東京ガス川崎ビル6F  
川崎天然ガス発電株式会社 川崎事務所  
電話 044-211-7136

(環境局環境評価室 担当)

電話 200-2156

# 「川崎天然ガス発電所」に係る 法対象条例環境影響評価審査書(概要)

平成17年7月

はじめに

川崎天然ガス発電所(以下「法対象事業」という。)は、川崎天然ガス発電株式会社(以下「法対象事業者」という。)が、川崎市川崎区扇町12-1の新日本石油株式会社川崎事業所構内の一部約6.2の区域において、特定規模電気事業者等への電気の供給を目的として、天然ガスを燃料としたコンバインドサイクル発電方式(ガスタービン及び汽力)による出力847,400(423,700 2機)の火力発電所を建設するものである。

法対象事業者は、川崎市環境影響評価に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、平成14年4月24日に当該法対象事業に係る法対象事業実施届及び法対象条例環境影響評価方法書(以下「法対象条例方法書」という。)を提出した。その後、条例に基づく手続きを経て、法対象条例方法審査書を踏まえ、法対象事業が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行い、平成17年1月26日に法対象条例環境影響評価準備書(以下「法対象条例準備書」という。)を提出した。

川崎市は、これを受け、法対象条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、法対象事業者が作成した法対象条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、平成17年7月12日に答申を得た。

川崎市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

## 1 事業の概要

### (1) 法対象事業者

名 称：川崎天然ガス発電株式会社

代表者：代表取締役社長 河野 文彦

住 所：東京都港区西新橋1丁目3番12号

### (2) 法対象事業の名称及び種類

名 称：川崎天然ガス発電所

種 類：発電所（火力発電所）

### (3) 法対象事業を実施する区域

位 置：川崎市川崎区扇町12-1

新日本石油株式会社川崎事業所構内

区域面積：約 61,600 m<sup>2</sup>

用途地域：工業専用地域

### (4) 計画の概要

発電所の原動力の種類

：ガスタービン及び汽力

（コンバインドサイクル発電方式）

発電所の出力：847,400

（1号機:423,700 ，2号機: 423,700 ）

発電用燃料の種類及び年間使用量

：種類 天然ガス

年間使用量 LNG換算約77万トン

（日最大使用量約2,400トン）

煙突の高さ：102.1m（2基）

復水器の冷却方式：冷却塔による循環冷却方式

緑被率：23.4%

## 2 審査結果及び内容

### (1) 全般的事項

本計画は、火力発電所を建設するものであり、工事中における交通安全対策や供用時における火災爆発等の安全対策等について、環境保全上の配慮が求められることから、法対象条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査意見の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に計画地周辺の関係者に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策や問い合わせ窓口等について、周知を図ること。

### (2) 個別事項

#### ア 緑

##### (ア) 緑の質

本計画における植栽予定樹種は、耐煙性や耐潮性等、計画地の環境特性に適合したものを中心に選定するとともに、植栽土壌の整備を行うことから、緑の適切な回復育成を図ることができるとしているが、樹木の植栽にあたっては、その時期、養生等について十分配慮すること。

##### (イ) 緑の量

本計画における緑被率は23.4%で、地区別環境保全水準(25.0%)を下回るものの、「川崎市工場立地に関する地域準則を定める条例」の環境施設面積の敷地面積に対する割合(20%以上)は満足し、また、コチドリの営巣環境を再生するため、1,000m<sup>2</sup>の砂礫地を緑化地の中に設けるとしている。

また、植栽樹木数は緑被率を25%とした場合の必要本数を計画したことで、現況を大きく上回るとともに、高木、中木、低木を適切に組み合わせて特徴ある緑を創出するなどにより、緑の適切な回復育成を図ることができるとしているが、新たに植栽する樹木等の適正な管理、育成に努めること。

##### (ウ) 植栽土壌

本計画の緑化地の土壌は、良好な客土を持ち込みマウンドを形成するとともに、排水材等により排水性の向上を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の回復育成に係る適正な土壌の保全を図ることができるとしているが、土壌整備にあたっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

## イ 電波障害

本計画に伴うテレビ受信障害に対しては、障害の実態を調査、確認の上、受信アンテナの改善や共同受信施設の設置等の原状回復措置を講ずるとともに、問い合わせ窓口を設け、障害の改善方法、時期及び範囲等について、関係者と十分な協議を行い、必要な対策を実施することから、良好な受信画質が維持され、現状を悪化させないとしているが、障害が発生したときの問い合わせ窓口を関係者に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

## ウ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、工事中のピーク日ピーク時間における交通混雑度は 0.101 ~ 0.608 で、円滑な交通量の処理が可能とされる 1.0 を下回り、交差点飽和度は 0.345 ~ 0.528 で、交通量の処理が可能とされる 0.9 を下回ると予測している。さらに、工事用車両の平準化を図り、ピーク時の車両台数を低減するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

また、交通安全については、工事用車両が走行する道路は、交通安全施設が備わった道路であり、歩行者の安全は確保されていると予測し、さらに工事区域の出入口や主要な箇所に適宜交通整理員を配置するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障がないとしており、この評価は概ね妥当である。

## エ 安全（火災爆発等）

本計画は、発電関係設備や危険物施設を関係法令に則った設計とし、火災爆発等に係る安全対策、化学物質の取扱いに関する安全対策を講じ、さらに、安全管理体制や緊急時対応を含めた社内安全管理規定を定め、それに基づく教育、訓練で周知を図ることから、人の健康の保護の観点からみて必要な事故防止、安全管理が図られるとしている。

しかしながら、発電用の燃料である天然ガスやアンモニア等の各種危険物を取り扱うことから、安全管理や従業員教育等の徹底を図り、事故の発生を未然に防止すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

法対象条例準備書に記載した「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」、「エネルギー」及び「地震等の災害」の各項目における環境配慮措置については、その積極的な取り組みを図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

(4) 事後調査に関する事項

事後調査については、供用時の「緑」を行うとしているが、目的を明確にして、計画的な事後調査を行うこと。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過

平成14年4月24日 法対象事業実施届及び法対象条例環境影響評価方法書の受理

5月17日 法対象条例方法書の公告、縦覧開始

6月7日 市長から審議会に法対象条例方法書について諮問

6月30日 法対象条例方法書の縦覧終了、法対象条例意見書の提出締切り

縦覧者 27名

法対象条例意見書提出 1件

7月5日 法対象事業者に法対象条例意見書の写し送付

8月30日 審議会から市長に法対象条例方法書について答申

9月17日 法対象条例方法審査書公告

法対象事業者あて法対象条例方法審査書送付

平成17年1月26日 法対象条例準備書の受理

2月8日 法対象条例準備書の公告、縦覧開始

3月24日 法対象条例準備書の縦覧終了、法対象条例意見書の提出締切り

縦覧者 13名

法対象条例意見書提出 1件

3月30日 法対象事業者に法対象条例意見書の写し送付

4月19日 法対象条例見解書の受理

4月22日 法対象条例見解書の公告、縦覧開始

5月23日 法対象条例見解書の縦覧終了

縦覧者 7名

- 5月23日 法対象条例公聴会開催申出締切り 申出なし
- 6月 7日 市長から法対象条例準備書について、審議会あて諮問
- 7月12日 審議会から市長に法対象条例準備書について答申

#### 4 川崎市環境影響審議会の審議経過

平成14年6月 7日 「川崎天然ガス発電所」に係る法対象条例環境影響評価方法書の審査について、市長より諮問

- 6月11日 審議会（現地視察）
- 7月24日 審議会（法対象条例方法書事業者説明及び審議）
- 8月22日 審議会（法対象条例方法書答申案審議）
- 8月30日 法対象条例方法書の審査結果について、審議会から市長あて答申

平成17年6月 7日 「川崎天然ガス発電所」に係る法対象条例環境影響評価準備書の審査について、市長より諮問

- 6月16日 審議会（現地視察）
- 6月22日 審議会（法対象条例準備書事業者説明及び審議）
- 7月11日 審議会（法対象条例準備書答申案審議）
- 7月12日 法対象条例準備書の審査結果について、審議会から市長あて答申